

山梨県公報

第二千八百二十一号

平成三十年

九月三日

月 曜 日

目次

告示

○道路の供用開始(二件)……………四四一

公告

○平成三十年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度……………四四一

○平成三十年度後期技能検定の実施……………四四二

○平成三十年度技能検定(随時実施する二級)の実施……………四四六

○平成三十年度技能検定(随時実施する三級及び基礎級)の検定職種及び選択科目の追加……………四四七

○土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定(二件)……………四四八

○建設業法に基づく監督処分……………四四八

○山梨県指定有形文化財の指定……………四四八

○山梨県指定無形民俗文化財の指定……………四四九

○山梨県指定無形民俗文化財の指定……………四四九

○山梨県指定無形民俗文化財の指定……………四四九

告示

山梨県告示第二五十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成三十年九月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年九月三日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類	路線名	区	間	延(メートル)長	供用開始の期日
県道	塩平窪平線	山梨市牧丘町西保下字法噓庵一四七二番一地从先から	一一五・〇	平成三十年九月六日	

山梨市牧丘町西保下字法噓庵一四七二番四地先まで

山梨県告示第二五十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成三十年九月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年九月三日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類	路線名	区	間	延(メートル)長	供用開始の期日
県道	大月上野原線	上野原市野田尻字山崎九二一番八地先から上野原市野田尻字山崎九七一番一地从先まで	二七九・二	平成三十年九月二十一日	

公告

●平成三十年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度
森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成三十年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のとおり公表する。

平成三十年九月三日

山梨県知事 後藤 齋

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	一、五五五・五一ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一七八・六二ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、〇八二・五五ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一〇七・八八ヘクタール

笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鰍沢地区水源かん養保安林	一、六八三・四八ヘクタール
鰍沢地区土砂流出防備保安林	一五二・一三ヘクタール
鰍沢地区干害防備保安林	七・一二ヘクタール
鰍沢地区保健保安林	一一・五六ヘクタール
斐崎地区水源かん養保安林	一、〇一四・〇二ヘクタール
斐崎地区土砂流出防備保安林	五三九・三七ヘクタール
多摩川上流水源かん養保安林	七五・〇〇ヘクタール
多摩川上流水源かん養保安林	一八・〇六ヘクタール
相模川中流水源かん養保安林	一、一一七・六〇ヘクタール
相模川中流水源かん養保安林	一六〇・七七ヘクタール
相模川上流水源かん養保安林	一二八・九二ヘクタール
相模川上流水源かん養保安林	一七一・六四ヘクタール

● 平成三十年度後期技能検定の実施
 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」とい
 う。）第六十六条第三項の規定により、技能検定の実施について次のとおり公告する。
 平成三十年九月三日

山梨県知事 後 藤 齋

一 実施職種

- 1 特級 特級の検定職種のうち後期（平成三十年十月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）に実施するものは、鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造とする。
- 2 一級及び二級 一級及び二級の検定職種のうち後期に実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
------	-----------	-----------

冷凍空気調和機器	なし	なし
農業機械整備	なし	なし
空気圧装置組立て	なし	なし
時計修理	なし	なし
プリント配線板製造	プリント配線板設計法 プリント配線板製造法	プリント配線板設計作業 プリント配線板製造作業
半導体製品製造	集積回路チップ製造法 集積回路組立て法	集積回路チップ製造作業 集積回路組立て作業
電気機器組立て	シーケンス制御法	シーケンス制御作業
機械検査	なし	なし
金属ばね製造	薄板ばね製造法	薄板ばね製造作業
工場板金	機械板金加工法 数値制御タレットパンチプレス板金加工法	機械板金作業 数値制御タレットパンチプレス板金作業
金型製作	プレス金型製作・金属プレス加工法 プラスチック成形用金型製作・プラスチック成形法	プレス金型製作作業 プラスチック成形用金型製作作業
鍛造	ハンマ型鍛造法	ハンマ型鍛造作業
さく井	パーカッション式さく井施工法 ロータリー式さく井施工法	パーカッション式さく井工事作業 ロータリー式さく井工事作業

機械・プラント製 トレーション	テクニカルイラストレーション	工	樹脂接着剤注入施 工	防水施工	施工	鉄筋施工	型枠施工	配管	かわらぶき	建築大工	パン製造	石材施工	婦人子供服製造	施工
機械製図法	なし		なし	アスファルト防水施工法 合 成ゴム系シート防水施工法 塩化ビニル系シート防水施工 法	なし	なし	なし	建築配管施工法	なし	なし	なし	石材加工法	婦人子供既製服製造法	
機械製図CAD作業	テクニカルイラストレーショ ンCAD作業	なし	なし	アスファルト防水工事作業 合成ゴム系シート防水工事作 業 塩化ビニル系シート防水 工事作業	なし	鉄筋施工図作成作業 鉄筋組 立て作業	なし	建築配管作業	なし	なし	なし	石材加工作業	婦人子供既製服縫製作業	

プラスチック成形	家具製作	施工	冷凍空気調和機器	時計修理	製造	電気機器組立て	電子機器組立て	機械検査	機械加工	検定職種	3 三級 三級の検定職種のうち後期に実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。	図	電気製図	印章彫刻	塗装
射出成形法	なし	なし	なし	なし	プリント配線板製 造	配電盤・制御盤組立て法 シートケンス制御法	なし	なし	旋盤加工法	学科試験の選択科目			なし	木口彫刻法	鋼橋塗装法
射出成形作業	なし	なし	なし	なし	プリント配線板設計作業 プリント配線板製造作業	配電盤・制御盤組立て作業 シートケンス制御作業	なし	なし	普通旋盤作業	実技試験の選択科目			なし	木口彫刻作業	鋼橋塗装作業

建築大工	なし	なし
かわらぶき	なし	なし
配管	建築配管施工法	建築配管作業
型枠施工	なし	なし
鉄筋施工	なし	なし
テクニカルイラストレーション	なし	テクニカルイラストレーションCAD作業
機械・プラント製図	なし	機械製図CAD作業
電気製図	なし	なし
貴金属装身具製作	なし	なし

4 単一等級 単一等級の検定職種のうち後期に実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受験者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
電子回路接続	なし	なし

二 試験の方法 実技試験及び学科試験
日程等

1 実技試験

(一) 実施期日 平成三十年十二月三日(月) から平成三十一年二月十七日(日)までの間において、別に山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。

- (二) 実施場所 別に山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。
 (三) 問題の公表 平成三十年十一月二十六日(月) から山梨県職業能力開発協会(甲府市大津町二千百三十番地二山梨県立中小企業人材開発センター内)において行う。ただし、一部の職種については、公表しない。
- 2 学科試験
 (一) 実施期日

職種	実施期日
1 一級及び二級 鍛造 機械検査 電気機器組立て 婦人子供服製造 配管 型枠施工 2 三級 電気機器組立て 配管 型枠施工	平成三十一年一月二十七日(日)
1 特級 鋳造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 ダイカスト 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 プリント配線板製造 自動販売機調整 光学機器製造 内燃機関組立て 空気圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 紳士服製造 プラスチック成形 パン製造 2 一級及び二級 さく井 金型製作 工場板金 時計修理 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 石材施工 パン製造 防水施工 機械・プラント製図 印章彫刻 3 三級 時計修理 冷凍空気調和機器施工 家具製作 機械・プラント製図 貴金属装身具製作	平成三十一年二月十日(日)
1 一級及び二級 金属ばね製造 半導体製品製造 プリント配線板製造 空気圧装置組立て 建築大工 かわらぶき 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 樹脂接着剤注入施工 テクニカルイラストレーション 電気製図 塗装 2 三級 機械加工 機械検査 電子機器組立て プリ	

ント配線板製造 プラスチック成形 建築大工 かわ
らぶき 鉄筋施工 テクニカルイラストレーション
電気製図

3 単一等級 電子回路接続

(二) 実施場所 甲府市大津町二千百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発セン
ター

四 受検申請の手続

1 提出書類

(一) 技能検定受検申請書

(二) 次のいずれかの本人確認書類の写し

(1) 運転免許証又は個人番号カード（個人番号が記載されている箇所は黒塗りす
ること。）

(2) 特別永住者証明書又は在留カード

(3) 健康保険被保険者証

(4) 生徒手帳又は学生証（氏名及び生年月日が確認できるものに限る。）

(5) 外国政府が発行した旅券（写真欄及び日本国査証欄）

(6) その他日本の官公庁が発行した身分証明書（氏名及び生年月日が確認できる
ものに限る。）

(三) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 試験手数料

(一) 実技試験

(1) (2)から(4)までに掲げる者以外の者 一の検定職種につき一万七千九百円

(2) 二級又は三級を受けようとする者であつて、平成三十年四月一日において三
十五歳未満のもの（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九
号）別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者並びに(3)及び(4)に掲げる者
を除く。） 一の検定職種につき八千九百円

(3) 二級又は三級を受けようとする在校生（職業能力開発促進法（昭和四十四年
法律第六十四号）第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設若しく
は同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校において職業訓
練（省令第九条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練を除く。）を受けて
いる者若しくは同法第二十五条の規定により設置される職業訓練施設において
同法第二十四条第三項に規定する認定職業訓練（省令第九条に規定する短期間

の訓練課程の職業訓練を除く。）を受けている者（現に雇用されている者を除
く。）又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等
学校、中等教育学校（同法第六十六条に規定する後期課程に限る。）、特別支
援学校（同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。）、大学、高等専門
学校若しくは同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百四
条第一項に規定する各種学校に在学する者をいう。(4)において同じ。)(4)に掲
げる者を除く。) 一の検定職種につき二万九千九百円

(4) 二級又は三級を受けようとする在校生であつて、平成三十年四月一日におい
て三十五歳未満のもの（出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格
をもつて在留する者を除く。） 一の検定職種につき二千九百円

(二) 学科試験 一の検定職種につき三千百円

3 手数料の納付方法 実技試験の手数料及び学科試験の手料は、技能検定受検申
請書（以下「申請書」という。）に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科
試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書
を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手
料は還付しない。

4 受付期間 平成三十年十月一日（月）から同月十二日（金）まで

5 提出先 甲府市大津町二千百三十番地二山梨県立中小企業人材開発センター内山
梨県職業能力開発協会（電話〇五五―二四三―四九一六）

6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申
請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請
求」と朱書し、返信用封筒（角形二号の封筒に、宛先を記入し、百二十円分の切
手を貼り付けたもの）を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書
在中」と朱書すること（受付期間内の消印のあるもの限り受け付ける。）。な
お、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封するこ
と。

五 合格発表等

1 合格者の発表及び通知 合格者については、平成三十一年三月十五日（金）に県
庁東側の掲示板に受検番号を掲示するとともに、山梨県のホームページ内に掲載す
る。なお、合格者及び実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、
山梨県職業能力開発協会から書面で通知する。

2 合格証書等の交付 特級、一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣名の合格

証書を、二級又は三級の合格者には山梨県知事名の合格証書を交付する。このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章を交付する。

六 その他 技能検定について不明な点は、山梨県産業労働部産業人材育成課（電話〇五五―二三三―一五六六）又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

● 平成三十年度技能検定（随時実施する二級）の実施

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、技能検定の実施について次のとおり公告する。

平成三十年九月三日

山梨県知事 後 藤 齋

一 実施職種等

1 実施職種 二級の検定職種のうち前期（平成三十年四月一日から同年九月三十日までの期間をいう。）又は後期（同年十月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間をいう。）の期間にかかわらずに随時実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造作業法	鑄鉄鑄物鑄造作業
機械加工	旋盤加工法 フライス盤加工法	普通旋盤作業 フライス盤作業
金属プレス加工	なし	なし
鉄工	構造物鉄工作業法	構造物鉄工作業
工場板金	機械板金加工法	機械板金作業
めっき	電気めっき作業法	電気めっき作業
ダイカスト	なし	コールドチャンバダイカスト

電子機器組立て	なし	なし	電子機器組立て作業
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て法	配電盤・制御盤組立て法	配電盤・制御盤組立て作業
プリント配線板製造	プリント配線板製造法	プリント配線板製造法	プリント配線板製造作業
婦人子供服製造	婦人子供既製服製造法	婦人子供既製服縫製作業	婦人子供既製服縫製作業
寝具製作	なし	なし	なし
帆布製品製造	なし	なし	なし
家具製作	家具手加工作業法	家具手加工作業	家具手加工作業
印刷	なし	なし	なし
製本	なし	なし	なし
プラスチック成形	圧縮成形法 射出成形法	圧縮成形作業 射出成形作業	圧縮成形作業 射出成形作業
パン製造	なし	なし	なし
建築大工	なし	なし	なし
とび	なし	なし	なし
タイル張り	なし	なし	なし
型枠施工	なし	なし	なし
鉄筋施工	なし	鉄筋組立て作業	鉄筋組立て作業

防水施工	シーリング防水施工法	シーリング防水工事作業
塗装	建築塗装法 金属塗装法 噴霧塗装法	建築塗装作業 金属塗装作業 噴霧塗装作業
工業包装	なし	なし

2 受検資格 1に掲げる随時実施の二級試験については、当該検定職種に係る基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（平成二十九年厚生労働省令第五十七号）第一条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十一条に掲げる基礎一級若しくは基礎二級の技能検定及び当該検定職種に係る三級の実技試験に合格した者に限り受けることができるものとする。

二 試験の方法 実技試験及び学科試験
三 日程等

1 実技試験

- (一) 実施期日 別に山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。
- (二) 実施場所 別に山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。
- (三) 問題の公表 あらかじめ受検者に送付する。

2 学科試験

- (一) 実施期日 別に山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。
- (二) 実施場所 甲府市大津町二千百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター

四 受検申請の手続

1 提出書類

- (一) 技能検定受検申請書
 - (二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面
- 2 試験手数料
- (一) 実技試験 一万七千九百円
 - (二) 学科試験 三千百円

3 手数料の納付方法 実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科

試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は還付しない。

4 受付期間 随時

5 提出先 甲府市大津町二千百三十番地二山梨県立中小企業人材開発センター内山梨県職業能力開発協会（電話〇五五―二四三―四九一六）

6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（角形二号の封筒に、宛先を記入し、百二十円分の切手を貼り付けたもの）を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書 在中」と朱書きすること。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

1 合格者の発表 合格者には、山梨県職業能力開発協会から書面で通知する。

2 合格証書の交付 合格者には、山梨県知事名の合格証書を交付する。

六 その他 技能検定について不明な点は、山梨県産業労働部産業人材育成課（電話〇五五―二二三―一五六六）又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

● 平成三十年度技能検定（随時実施する三級及び基礎級）の検定職種及び選択科目の追加

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定に基づき、平成三十年三月一日付け山梨県公報第二千七百七十一号で公告した平成三十年度技能検定（随時実施する三級及び基礎級）の実施に係る検定職種及び選択科目を次のとおり追加する。

平成三十年九月三日

山梨県知事 後 藤 齋

三級及び基礎級の検定職種のうち前期（平成三十年四月一日から同年九月三十日までの期間をいう。）又は後期（同年十月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間をいう。）の期間にかかわらずに随時実施するもの及び当該検定職種ごとに実施する学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものに、次のとおり追加する。

検定職種

学科試験の選択科目

実技試験の選択科目

ハム・ソーセージ・ ベーコン製造	なし
---------------------	----

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（八ヶ岳南麓地区八ヶ岳牧場整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

平成三十年九月三日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から平成三十年十月三日まで
- 三 縦覧場所 北杜市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から平成三十年十月十八日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から平成三十年十二月三日まで

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（米山地区土地改良施設耐震対策事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

平成三十年九月三日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から平成三十年十月三日まで
- 三 縦覧場所 北杜市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から平成三十年十月十八日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から平成三十年十二月三日まで

● 建設業法に基づく監督処分
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定により次のとおり公告する。
平成三十年九月三日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 処分をした年月日 平成三十年八月二十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 皐月土建株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡南部町内船七千三百七十一番地の四
 - 3 代表者の氏名 望月奈美
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般一二十九）第六千八百三十六号
- 四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令
 - 1 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業のうち、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事に係るもの
 - 2 期間 平成三十年九月四日から同年十月十八日までの四十五日間
- 五 処分の原因となった事実 被処分者は、山梨県及び南部町が発注した二件の工事において、偽造した印鑑を使用して作成したマニフェスト（産業廃棄物管理票）を発注者に提出した。また、山梨県が発注した三件の工事において、契約に基づく協議により決定した処分地とは異なる工事現場に近い民地に残土を搬入していたにもかかわらず、協議処分地に残土を搬入していたとする虚偽の完成図書を提出し、完成検査を受けた。さらに、被処分者の元代表取締役が、産業廃棄物であるコンクリート殻等を投棄したことにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十六条の規定に違反し、甲府地方裁判所において懲役刑に処する旨の判決を受け、この刑が確定した。当該投棄されたコンクリート殻は、山梨県及び南部町が発注した工事から排出されたものであるが、被処分者は、山梨県発注工事から排出したコンクリート殻は全量適正に処理したとする虚偽の記載をしたマニフェストを山梨県に提示した。

教育委員会

山梨県教育委員会告示第六号

山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第四条第一項の規定により、次の文化財を山梨県指定有形文化財として指定する。

平成三十年九月三日

山梨県教育委員会

教育長 市川

満

有形文化財の部

工芸品

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
鰐口	一口	銅鑄製、総径二六・九センチメートル、面径二三・一センチメートル、肩厚五・二センチメートル、面中央厚八・五センチメートル、耳縦二・二センチメートル、耳横三・四センチメートル、目の出チメートル、一・五センチメートル、口唇出一・〇センチメートル	宗教法人 慈照寺	南巨摩郡身延町伊沼二五番地	南巨摩郡身延町八日市場五四二―二番地身延町歴史民俗資料館

山梨県教育委員会告示第七号

山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第二十六条第一項の規定により、次の文化財を山梨県指定無形民俗文化財として指定する。

平成三十年九月三日

山梨県教育委員会

教育長 市川

満

無形民俗文化財の部

度	長坂三ヶ区の札番・水番制	長坂三ヶ区水利組合	北杜市長坂町長坂上条、長坂下条、渋沢
---	--------------	-----------	--------------------

名	称	保持団体	所在地
---	---	------	-----

発行者

山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番